

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国外商投資法実施条例（意見募集稿）  
（司法部により2019年11月1日発布）

第一章 総則

第1条 「中華人民共和国外商投資法」（以下「外商投資法」という。）の有効な実施を保障するため、本条例を制定する。

第2条 国は、関連政策措置を完全化し、対外開放の度合いを持続的に強め、外商投資環境を最適化し、外国投資家の法による中国国内での投資を奨励し、及び積極的に促進する。

第3条 外国投資家は、法により、単独又は中国の自然人を含むその他の投資家と共同で、中国国内において投資することができる。

第4条 外商投資法第2条第2項第3号にいう「中国国内において新設プロジェクトに投資する」とは、外国投資家が中国国内において特定のプロジェクト建設に対し投資を行う場合で、但し外商投資企業を設立せず、中国国内企業の株式、出資持分権、財産持分又はその他これらに類する権益を取得しないものを指す。

第5条 外商投資企業の登記登録は、國務院の市場監督管理部門又は当該部門が授権した地方人民政府の市場監督管理部門が処理に責任を負う。

第6条 外商投資参入許可ネガティブリストは、國務院の投資主管部門が國務院の商務主管部門等の関係部門と共同で提起し、國務院に報告して発布させ、又は國務院の認可を受けて発布する。

国は、対外開放の更なる拡大の必要性に基づき、外商投資参入許可ネガティブリストを適時に調整する。外商投資参入許可ネガティブリストの調整手続には、前項の規定を適用する。

第7条 国は、法律法規及び締結又は加盟する国際条約・協定により、外国投資家の中国国内における投資、収益及びその他の適法な権益を保護する。

第8条 國務院の商務主管部門、投資主管部門及びその他の関係部門は、職責分掌に従い、密接に連携して協力し合い、外商投資の促進、保護及び管理の業務を共同で適切に行わなければならない。

県級以上の地方人民政府は、外商投資の促進、保護及び管理の業務に対する組織指導を強化し、関係部門が法律法規及び職責分掌に従って外商投資の促進、保護及び管理の業務を展開し、外商投資の促進、保護及び管理の業務における重大な問題を遅滞なく調整及び解決するよう支持及び監督指導しなければならない。

第二章 投資の促進

第9条 政府及びその関係部門は、政府資金の手配、土地供給、公租公課の減免、資質許

可、プロジェクト申告、職稱評定、人的資源等の方面における、企業の発展を支持する政策措置を制定又は実施する場合には、外商投資企業を含む各種企業を法により平等に扱わなければならない。差別的な政策措置を制定又は実施してはならない。

企業の発展を支持する政策措置は、法により公開しなければならない。政策措置の実施にあたり、企業が手続処理を申請する必要がある事項に関係する場合には、政府及びその関係部門は、手続処理申請のフロー、条件等を公開し、かつ、公平・公正に審査をしなければならない。

第10条 政府及びその関係部門は、外商投資と関係のある法律、法規、規則及び規範性文書を起草する場合には、実情に応じ、書面による意見募集、座談会・論証会の開催等の方式を採用して外商投資企業及び外国商会等の方面の意見を聴取しなければならない。相対的に集中した意見又は外商投資企業の重大な権利義務の問題に関する意見については、適切な方式を通じ意見の採用状況についてフィードバックをしなければならない。

外商投資と関係のある規範性文書は、官報、政府ウェブサイト等を通じ、法により遅滞なく公布をしなければならない。公布を経ていない場合には、外商投資管理の実施根拠としてはならない。

第11条 各級の人民政府は、政府が主導し多方面が関与するという原則に従い、外商投資サービス体系を確立して健全化し、外商投資サービスのレベルを引き上げなければならない。

政府及びその関係部門は、全国一体化オンライン政務サービスプラットフォームを通じ、外商投資に関する法律、法規、規則、規範性文書、政策措置及び投資プロジェクト情報等をまとめて公表し、かつ、様々なルート及び方式を通じて宣伝及び解説を強化し、外国投資家及び外商投資企業にコンサルティング、指導等のサービスを提供しなければならない。

第12条 外商投資法第13条にいう「特殊経済区域」とは、外商投資の促進及び対外開放の拡大のために国の認可を経て設置され、外商投資に対しいっそうの開放政策措置が実行される特定の区域を指す。

国が一部地区において実行する外商投資試験的政策措置について、試験の結果、機が熟していることが証明された場合には、実情に応じ、その他の地区において又は全国的に展開する。

第13条 国は、国民経済及び社会発展の必要性に基づいて外商投資奨励産業目録を制定し、特定の業界、分野及び地区における外国投資家及び外商投資企業の投資を奨励及び誘導する。外商投資奨励産業目録は、國務院の投資主管部門が國務院の商務主管部門等の関係部門及び関係する地方人民政府と共同で制定し、國務院の認可を受けた後に発布施行する。

外国投資家及び外商投資企業は、前項に定める特定の業界、分野及び地区において投資する場合には、法律、行政法規又は國務院の規定により、財政、租税、金融、用地等の方面の優遇待遇を享受することができる。

第14条 外国投資家は、自身の中国国内における投資収益をもって中国国内で投資を拡大する場合には、相応の優遇待遇を法により享受する。

第15条 外商投資企業は、法により平等に国家標準、業界標準、地方標準及び団体標準の制定業務に関与し、いかなる単位及び個人も違法に制限してはならない。

外商投資企業は、國務院の標準化行政主管部門に対し、強制的国家標準の制定項目確定に係る提案を行い、標準起草、技術審査及び標準実施等の過程において意見及び提案を申し入れることができ、かつ、規定に従い関連業務を担うことができる。

外商投資企業は、国家標準の外国語翻訳業務に関与することができる。

第16条 外商投資企業の公開標準の技術要求が強制的標準の関連技術要求を上回る場合を除き、政府関係部門は、強制的標準を上回る技術要求を外商投資企業に適用してはならず、外商投資企業に対し、推奨標準又は団体標準の適用を強制（又は他の形態を装った事実上の強制を含む。）してはならない。

第17条 いかなる単位及び個人も、外商投資企業が当該地区及び当該業界の政府調達市場に自由に参入することを、採用する方式の如何を問わず妨害及び制限してはならない。

政府調達監督管理部門、調達人又は調達代理機構は、政府調達に関連する法律及び行政法規の規定により、外商投資企業が公平な競争を通じて政府調達活動に参画することを保障しなければならず、政府調達情報の公表、供給者条件の確定及び資格審査、評価審査基準等の方面において、供給者の所有制形式、組織形態、持分構造又は投資家の国別を限定する等の不合理な条件を通じ、外商投資企業に対し異なる待遇又は差別的待遇を実行してはならない。

第18条 政府調達監督管理部門は、内資企業及び外商投資企業の政府調達への関与のために、平等に指導及びサービスを提供しなければならない。

第19条 外商投資企業は、法により中国国内又は中国国外において、株券・社債の公開発行、その他の資金調達手段の公開又は非公開発行、金融機構からの借入れ及びその他の方式を通じ、資金調達を行うことができる。

外商投資企業が前項の規定により資金調達を行う場合に対して、関係主管部門及び金融機構は、内資と一致する条件及び手続に従い、当該企業のために関連手続を行わなければならない。

外商投資企業は、国の関係規定に従い、外債を借り入れることができる。

第20条 県級以上の地方人民政府は、当該地区の実情及び外商投資促進の必要性に基づき、法定の権限内において、専門的な、外商投資の促進及び利便化に係る政策措置を制定することができる。

県級以上の地方人民政府は、外商投資の促進及び利便化政策措置を制定する場合には、法律、行政法規及び地方性法規の規定に適合し、高品質発展の推進という方向性をもって、経済的便益・社会的便益・生態的便益の向上に有利であるという原則を堅持しなければならない。

第21条 國務院の商務主管部門及び投資主管部門は、國務院のその他の関係部門と共同で総合的な外商投資ガイドラインを作成する。國務院の関係業界主管部門は、実際の必要性に基づき、当該業界・分野の外商投資ガイドラインを作成することができる。県級以上の地方人民政府の関係部門は、実際の必要性及び当該級の政府が確定した職責分掌に基づき、相応の外商投資ガイドラインを作成する。

外商投資ガイドラインは、外商投資に関する法律法規、政策措置、データ情報、事務手続指南及び投資環境分析等の内容を含んでいなければならない。

外商投資ガイドラインは、政府部門ウェブサイトにおいて公表し、かつ、遅滞なく更新しなければならない。

### 第三章 投資の保護

第22条 国は、外国投資家の投資に対し、徴収を実行しない。特段の場合において、公共の利益の必要のために外国投資家の投資に対し徴収又は徴用を実行する場合の具体的な事由については、法律の明確な規定がなければならず、外国投資家の投資に対し、法律以外の根拠に基づいて徴収又は徴用を実行してはならない。法律の規定により外国投資家の投資に対し徴収又は徴用を実行する場合には、公平かつ合理的な補償を遅滞なく与えなければならない。

第23条 外国投資家の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用許諾料、法により獲得した補償又は賠償、清算所得等については、法により人民幣又は外貨にて自由に国外から送金を受け取り、及び国外へ送金することができ、いかなる単位及び個人も、通貨種類、金額及び送金の頻度等に対し違法に制限を行ってはならない。

外商投資企業の外国籍従業員の賃金収入及びその他の適法な収入は、中国の租税に係る法律及び行政法規により納税した後、法により自由に国外送金することができる。

第24条 国は、知的財産権の権利侵害に係る懲罰的賠償制度を確立し、知的財産権迅速協同保護メカニズムの確立を推し進め、知的財産権紛争の多元的解決メカニズム及び知的財産権の権利保護援助メカニズムを健全化し、外国投資家及び外商投資企業の知的財産権に対する保護の度合いを強める。

標準の制定にあたっては、外国投資家及び外商投資企業の知的財産権を法により平等に保護しなければならず、外国投資家及び外商投資企業の専利に関係する場合には、国家標準の専利に関わる関係管理規定に従って処理しなければならない。

第25条 行政機関及びその職員は、登記登録、投資プロジェクトの審査承認又は届出、行政許可の事務処理行為、監督検査、行政処罰及び行政強制の実施行為、並びにその他行政管理職責の履行行為を利用して、外国投資家及び外商投資企業に技術の譲渡を強制（又は他の形態を装った事実上の強制を含む。）してはならない。

第26条 行政機関は、法により職責を履行する場合において、外国投資家及び外商投資企業からのその商業秘密に関わる資料・情報の提供が確実に必要であるときは、職責履行に必要な範囲内に限定し、かつ、周知範囲を厳格にコントロールしなければならない。職責履行と無関係な職員が関係資料・情報に触れてはならない。

行政機関は、内部管理制度を確立して健全化し、有効な措置を講じて、職責履行の過程において知り得た外国投資家及び外商投資企業の商業秘密を保護しなければならない。職責履行に係る情報を法により公開する必要がある場合には、商業秘密の内容を含んでいてはならず、その他の行政機関と情報を共有する必要がある場合には、法律・行政法規に別段の定めがある場合を除き、情報中に含まれた商業秘密に対して相応の処理を行い、漏洩を防止しなければならない。

第27条 各級の人民政府及びその関係部門は、外商投資に関係する規範性文書を制定する場合には、國務院の規定に従い適法性審査及び公平競争審査を行わなければならない。

外国投資家及び外商投資企業は、行政行為の根拠とされている國務院部門並びに地方人民政府及びその部門が制定した規範性文書が適法でないと認める場合には、法により

行政行為に対して訴訟を提起する際に、当該規範性文書に対する審査の実施を併せて請求することができる。

第28条 外商投資法第25条にいう「政策に係る約束」とは、地方の各級人民政府及びその関係部門が、当該地区において外国投資家及び外商投資企業が投資する際に享有することのできる優遇措置、便宜条件等について行った約束を指す。

地方の各級人民政府及びその関係部門は、自身の法定の権限を超えて、外国投資家及び外商投資企業に対し政策に係る約束を行ってはならない。政策に係る約束は、書面形式を採用しなければならない。内容が法律法規の規定及び国の関係政策に適合していなければならない。

第29条 地方の各級人民政府及びその関係部門は、外国投資家及び外商投資企業に対して法により行った政策に係る約束及び法により締結した各種契約を履行しなければならない。国の利益及び社会公共の利益以外の理由にて、政策に係る約束及び契約の約定を変更してはならず、行政区画の調整、政府の改選、機構又は職能の調整及び関連責任者の交代等を理由として違反・破棄をしてはならない。

第30条 國務院の商務主管部門は、國務院関係部門と共同で外商投資企業通報業務メカニズム（以下「通報業務メカニズム」という。）を確立し、外商投資企業又はその投資家から報告された、全国的に重大な影響のある問題及びその他の重大かつ複雑な問題を遅滞なく処理し、外商投資に関する政策措置を調整し完全化して、全国の外商投資企業通報業務に対し指導及び監督を行う。

県級以上の地方人民政府は、実際の必要性に基づき、関係部門を組織して、通報業務メカニズムを確立させ、当該地区の外商投資企業又はその投資家から報告された問題を遅滞なく処理させ、当該地区において制定した外商投資に関する政策措置を調整・完全化させる。県級以上の地方人民政府は、通報業務メカニズムの主導的部門又は機構を確定しなければならない。

國務院の商務主管部門及び地方人民政府が確定した主導的部門又は機構は、通報業務メカニズムに係る日常業務を担う。

第31条 通報業務メカニズムは、高効率・利便・円滑の原則に従い、業務ルール及び通報ルートを完全化し、かつ、通報指南を制定しなければならない。通報業務メカニズムの構成及び主導的単位、主要職責、業務ルール、通報ルート並びに通報指南については、社会に公表しなければならない。

通報業務メカニズムは、外商投資企業又はその投資家から報告された、行政機関及びその職員の行政行為による、当該外商投資企業又はその投資家の適法な權益に対する侵害を調整・解決する場合には、関係行政機関及びその職員から事情を聞くことができ、関係行政機関及びその職員はこれに協力をしなければならない。

外商投資企業又はその投資家からの、通報業務メカニズムを通じた関係問題の訴え又はその調整・解決の申請に対しては、いかなる単位及び個人も、圧力をかけ、又は攻撃報復してはならない。

第32条 通報業務メカニズムは、外商投資企業又はその投資家から報告された典型性・普遍性を有する問題を分析及び総括し、外商投資保護の強化及び外商投資環境の改善に係る提案を遅滞なく当該級の人民政府に申し入れなければならない。

第33条 法律・法規に別段の定めがある場合を除き、外商投資企業は商会、協会等社会組

織への参加又は脱退を自主的に決定する権利を有し、いかなる単位及び個人もこれに干渉してはならない。

商会及び協会は、法律法規及び定款の規定により、業界自律を強化し、遅滞なく業界の要求を訴え、会員向けに情報コンサルティング、宣伝・育成訓練、市場開拓、経済貿易交流、権益保護、紛争処理等の方面のサービスを提供する。

国は、商会及び協会が法律法規及び定款の規定により関連活動を展開することを保障する。

#### 第四章 投資の管理

第34条 外商投資参入許可ネガティブリストによって投資の制限が定められている分野については、外国投資家が投資を行う場合には、ネガティブリストに定める持分比率、高級管理職等の方面の制限性要求に合致していなければならない。

外商投資参入許可ネガティブリストで、関連分野における外国投資家の持分比率に制限性規定が置かれている場合において、外国投資家が組合企業設立の方式にて当該分野で投資を行うときは、組合契約に約定する外国投資家の議決権比率は、持分比率に関するネガティブリストの制限性規定に適合していなければならない。

第35条 中国の自然人、法人又はその他の組織が中国国外において設立した全額出資企業が中国国内において投資する場合には、国務院関係主管部門の審査を経た上で国務院の認可を受ければ、外商投資参入許可ネガティブリストに定める参入許可特別管理措置に関する制限を受けないことができる。

前項にいう「法人又はその他の組織」には、外商投資企業を含まない。

第36条 外商投資の際に投資プロジェクトの審査承認・届出手続をする必要がある場合には、国務院及び国務院の投資主管部門の関係規定に従って執行する。

第37条 外国投資家が法により許可を取得する必要がある業界・分野において投資を行う場合には、法律・行政法規に別段の定めがある場合を除き、許可の実施に責任を負う関係主管部門は、内資と一致する条件及び手続に従って外国投資家の許可申請を審査しなければならない。外国投資家に対して許可条件を増やし、又はより厳格な許可条件を適用してはならず、審査プロセス及び審査資料を増やし、並びにその他の要求を上乗せしてはならない。

関係主管部門は、様々な方式を通じて、審査認可サービスを最適化し、審査認可効率を引き上げなければならない。関連条件及び要求に適合する許可事項に対しては、関係規定に従い告知承諾の方式を採用して処理することができる。

第38条 市場監督管理部門は、外商投資企業の登記登録手続を法により行う際に、当該企業が外商投資参入許可ネガティブリストに定める持分比率、高級管理職等の方面の制限性要求に適合するか否かを審査する。関係主管部門が法により関連手続をした際に、既に審査を経ている場合には、市場監督管理部門は、再審査しない。

第39条 外国投資家又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に対し投資情報を提出しなければならない。

国務院の商務主管部門は、国務院の市場監督管理部門と関連業務システムの接続及び業務連携を適切に行い、外商投資情報の報告の具体的なフローを明確にして、投資情報

の提出に対する指導を強化しなければならない。

第40条 外商投資情報報告の内容・範囲及び報告の頻度については、国务院の商務主管部門が国务院の市場監督管理部門等の関係部門と共同で、確実な必要性並びに外国投資家及び外商投資企業の負担の極力軽減という原則に従って確定する。外商投資情報報告の内容・範囲及び報告の頻度を確定する場合には、外国投資家及び外商投資企業並びにその他の関係方面の意見を十分に聴取しなければならない。

法律・行政法規に別段の定めがある場合を除き、関係部門が職責履行の過程において入手した外商投資情報は、遅滞なく商務主管部門と共有しなければならない。

第41条 外国投資家又は外商投資企業が提出する投資情報は、真実、正確かつ完全でなければならない。

商務主管部門は、外商投資情報の保存・管理制度を確立して健全化しなければならない。

## 第五章 附則

第42条 外商投資法の施行前に「中華人民共和国中外合資経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」又は「中華人民共和国中外合作経営企業法」により設立された外商投資企業（以下「現有外商投資企業」という。）の組織形態、組織機構等が「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国組合企業法」等の法律の強制的規定と一致しない場合には、国は、それらが外商投資法の施行後5年以内に法により変更手続を行うよう奨励する。

前項に定める状況に該当する現有外商投資企業は、外商投資法の施行後5年以内に法どおりに変更手続をしなかった場合には、2025年1月1日から6か月以内に法により変更手続を行わなければならない。期限を徒過しても法どおりに変更手続を行わなかった場合には、企業登記機関は、当該企業のその他の登記事項の処理をせず、かつ、関連状況を企業情報公示システムにおいて公示することができる。

現有外商投資企業が組織形態、組織機構等の変更手続を行う際の具体的な方法については、国务院の市場監督管理部門が国务院関係部門と共同で制定する。国务院の市場監督管理部門は、事務手続指南を作成し、かつ、対外公表して、変更手続を行う際の具体的なフロー等を明確にしなければならない。

第43条 外商投資法の施行後、現有外商投資企業の合弁・合作各当事者が契約中に約定した収益分配方法、残余財産分配方法等は、合弁・合作期間内において、引き続き約定に従い処理することができる。

第44条 香港特別行政区及びマカオ特別行政区の投資家は、内地において投資する場合には、外商投資法及び本条例を参照して執行する。但し、法律、行政法規又は国务院に別段の定めがある場合を除く。

台湾地区の投資家は、大陸において投資する場合には、「中華人民共和国台湾同胞投資保護法」及び「中華人民共和国台湾同胞投資保護法実施細則」（以下「台湾同胞保護法及びその実施細則」という。）の規定を適用し、台湾同胞保護法及びその実施細則に定めのない事項については外商投資法及び本条例を参照して執行する。

華僑は、中国国内において投資する場合には、外商投資法及び本条例を参照して執行する。

第45条 本条例は、2020年1月1日から施行する。「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」、「中外合資経営企業合弁期間暫定規定」、「中華人民共和国外資企業法実施細則」及び「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」は、同時に廃止する。

（法令原文名称：中華人民共和国外商投資法實施條例（征求意见稿））

シティユーワ法律事務所